



## 質問

**管理費等の徴収について、領収書を発行する必要がありますか。**

(相談概要)

ある管理組合の理事会から管理費等の徴収について各組合員に領収書を発行してほしい旨の要請がありました。この場合、マンション管理業者としてどのように対応したらよいですか。



## 回答

理事会の要請とはいえ、管理委託契約の事務管理業務に「管理組合に代わって各組合員に管理費等の領収書を発行する」という業務が含まれていなければ、業務として行う必要はありません。

ただし、マンション管理業者が管理組合に代わってこれらの業務を行うことを受託した場合は、その旨を記載した契約内容に変更し、まったく新しい契約として締結することになります。

### <ご利用上の注意>

- 本相談事例は、会員が予め同意したシステム利用規約に基づき、会員専用コンテンツとして提供するものです。
- 本相談事例は、会員の業務の参考に資するため、一般的事例に対する一定の見解を述べたもので、個別事例に直接対応するものではありません。  
個別事例に対処する場合は、別途、弁護士等専門家の見解を得ることを推奨します。
- 本相談事例は会員の内部使用に供するものであり、内容の改ざん、第三者への提供を目的とした無断複製、無断転載、または出版、頒布等、内部使用目的の範囲を越えた利用を禁じます。